

令和5年10月10日

赤穂市上下水道事業  
赤穂市長 牟禮 正稔

## 下水終末処理場等運転管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この度下水終末処理場等運転管理業務委託について、公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定するので、参加を希望する方は、本実施要領に基づき参加申込書等を提出してください。

### 記

#### 1 対象業務

- (1) 業務名：下水終末処理場等運転管理業務委託
- (2) 業務場所：赤穂市内一円
- (3) 業務概要：下水道施設等に係る運転管理業務
  - ア 下水道施設の運転操作及び監視
  - イ 下水道施設の点検及び巡視
  - ウ 河川排水機場の運転操作
  - エ 維持管理に係る分析業務
- (4) 業務期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日まで  
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (5) 見積限度額：年額158,111,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
- (6) 支払方法：毎月払い

#### 2 参加要件

参加者は、一般仕様書等の内容を熟知し、業務内容を十分に理解の上、次の要件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書提出時点で、赤穂市入札参加資格者名簿（物品納入も含む）に登載されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。

- (5) 日本国内において標準活性汚泥法、OD 法及び長時間エアレーション法にて汚水を処理する下水道施設（分流式に限る）に係る下水道終末処理場（標準活性汚泥法を行う施設能力26,800 m<sup>3</sup>/日以上、OD 法を行う施設能力810 m<sup>3</sup>/日以上、長時間エアレーション法を行う施設能力265 m<sup>3</sup>/日以上）の運転管理業務を平成25年4月1日以降に元請として完了した実績を有する者であること。（参加形態は単体企業であること）

### 3 参加申込書等の提出期間及び提出方法

- (1) 提出期間 令和5年10月10日（火）から令和5年11月2日（木）まで
- (2) 方 法 持参（平日：受付時間 午前9時から午後5時まで）
- (3) 提 出 先 赤穂市上下水道部下水道課（赤穂下水管理センター）  
住所：赤穂市中広1862番地
- (4) 書 類 ア 参加申込書（様式1）  
イ 会社概要書  
ウ 財務状況（直近2ヶ年の会計年度における貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）  
エ 受注実績を証する書類  
（参加要件(5)については、運転管理業務の実績として、その業務名、発注者、履行期間、施設概要等を記載（※様式任意）の上、業務委託契約書の写しを添付してください。）

### 4 現場説明会の開催

現場説明会に参加を希望する場合は、現場説明会申込書（様式2）を提出してください。

なお、最終受付は令和5年10月20日（金）午後5時必着とします。

各希望者の現場説明会日時は別途通知します。

<現場説明会の開催日程>

- (1) 期 間 令和5年10月30日（月）から令和5年11月2日（木）までの指定する日
- (2) 時 間 午前9時から午後5時までの時間において指定する時間
- (3) 場 所 赤穂下水管理センター（赤穂市中広1862番地）
- (4) 提 出 先 赤穂市上下水道部下水道課（赤穂下水管理センター）  
Email: gesuikanri@city.ako.lg.jp
- (5) 提出方法 電子メール（持参でも可）

### 5 業務提案書の作成及び提出方法

#### (1) 業務提案書の作成

ア 業務提案書作成様式は、A4縦置き横書きとします。ただし、各提案項目の記述の関連として、会社固有の共通に使用しているマニュアル、指針等がある場合には、資料として添付して差し支えありません。

イ 業務提案書を作成する際は、「6 業務提案書記述の要領（以下「記述の要領」という。）」

に従い作成してください。

ウ 業務提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも業務提案書を読んで理解できる内容としてください。

エ 記述の要領に記載する項目ごとに対象とする提案を行ってください。

(記載例) I-① 自社の経営理念(社訓、事業方針等)及び従事者への浸透方法について  
当社の経営理念は、-----

オ 業務提案書に記載する内容は、全て業務における実施義務事項として提案者が提示し、契約するものであることに留意してください。

カ 記述の要領に記載する業務提案書記載項目は必須として記入すべきものであり、これらの項目において記入がない場合は、評価できないため記入には十分留意してください。

(2) 業務提案書の作成に関する質問及び回答について

ア 受付期間 令和5年11月13日(月)から令和5年11月24日(金)  
(受付時間:平日午前9時から午後5時まで)

イ 提出書類 質問書(様式3)

ウ 提出先 赤穂市上下水道部下水道課(赤穂下水管理センター)  
Email: gesuikanri@city.ako.lg.jp

エ 提出方法 電子メール(持参でも可)

オ 回答方法 令和5年12月1日(金)までに参加申込者宛に電子メールで送付

(3) 業務提案書の提出方法

ア 提出期間 令和5年11月13日(月)から令和5年12月22日(金)  
(受付時間:平日午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 赤穂市上下水道部下水道課(赤穂下水管理センター)

ウ 提出方法 郵送又は持参  
※ 郵送の場合、期限必着とする。

エ 提出部数 8部(ただし、見積書及び見積内訳書は1部)

6 業務提案書記述の要領

提案者は原則として以下に示す記述項目の順序、構成を遵守し業務提案書を作成してください。

(1) 経営方針について

ア 自社の経営理念(社訓、事業方針等)及び従事者への浸透方法について

イ 公営企業の業務受託者としての法令順守等の考え方について

(2) 業務、運転管理体制について

ア 人員配置計画について

予定従事者の職種、現地採用に対する考え方について

イ 指揮命令系統、管理・責任体制について

自社と現場との関わりについての考え方

ウ 急な欠員が発生した場合の人員補充体制について

(3) 運転管理業務について

- ア 運転監視制御方法、巡視点検方法について  
運転監視制御、巡視点検等実施方法に対する考え方や提案について
  - イ 水質の異常時への対応について  
BOD や SS など水質変動に対する運転管理方法について
  - ウ 施設・設備の故障、異常時への対応について  
設備機器故障時及び異常確認時の初期対応について
- (4) 危機管理について
- ア 非常・緊急事態発生時の対応について  
自然災害、テロ等の非常・緊急時の初期対応及び連絡体制について
  - イ 応援体制について  
業務支援拠点や関連企業等との連携支援体制について
- (5) 従事者育成について
- ア 従事者の資質向上に対する取組みについて  
技術向上のための研修、教育への取組みについて
  - イ 技術伝承につながる取組みについて  
技術伝承に対する提案について
- (6) その他
- ア 業務の新規提案について  
運転管理等の効率向上を目的とした具体的な提案について
- 7 仕様書について
- 別添「下水終末処理場等運転管理業務委託仕様書」参照
- 8 選定方法について
- (1) 下水終末処理場等運転管理業務委託業者選定委員会において、業務提案書の審査及びヒアリングを行い、業務提案内容、財務諸表及び提案価格を総合的に評価し合計評点数が最上位の者を優先交渉権者として選定します。また、次点交渉権者も併せて選定します。なお、審査結果については、全ての応募者に、令和6年2月上旬に通知します。
  - (2) 優先交渉権者は、価格等協議の上、赤穂市の決定を受けることにより業務受託業者となります。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行うものとします。
  - (3) 提案者が1社であっても、審査の結果、提案内容が仕様を満たしており、一定の審査基準に達していると認められる場合は、優先交渉権者として選定します。
- 9 業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングの方法
- (1) 期 間 令和6年1月9日（火）から令和6年1月31日（水）までの間で指定する日
  - (2) 時 間 午前9時から午後5時までの指定する時間
  - (3) 場 所 赤穂下水管理センター  
赤穂市中広1862番地

- (4) 方法   ア 時間   プレゼンテーション   30分以内  
                        ヒアリング           15分程度
- イ 出席者   4名以内
- ウ 機器等   説明用機器については、提案者が用意してください。  
  (設置10分、片付け5分)

1 0 無効となる参加申込

参加者が次のいずれかに該当する場合は無効の申込とします

- (1) 業務提案書が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加要件を満たしていない者又は満たすことができなくなった場合
- (4) 見積限度額を超える金額で見積書を提出した者
- (5) 本件に関して不正な行為又は公平さを欠く行為等があったと本市が認める場合

1 1 公募型プロポーザルの停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取消すことがあります。なお、この場合において、当該公募型プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできません。

1 2 その他の注意事項

- (1) 参加申請に係る全ての費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された参加申請に係る全ての書類は、返却しません。なお、業務提案書による提案内容は、赤穂市上下水道部に帰属するものとします。
- (3) 本プロポーザルは、書面による申立により何時でも参加を辞退することができます。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに不参加の場合は、辞退とみなします。
- (5) 契約締結日までに請負賠償保険の加入が必要となります。
- (6) 当該業務委託は、令和6年度予算成立を実施条件とします。また、令和7年度以降において、本契約に係る赤穂市上下水道部の予算に減額又は削除があった場合は、赤穂市上下水道事業は本委託契約を変更又は解除することができるものとします。
- (7) 本州市長名の「禮」の文字については「礼」を可とします。

1 3 提案書作成等に係る問い合わせ及び各書類提出先

〒 6 7 8 - 0 2 3 2 兵庫県赤穂市中広 1 8 6 2 番地

赤穂市上下水道部下水道課施設係（担当：丑田）

電 話：（0 7 9 1） 4 5 - 2 2 6 3

F A X：（0 7 9 1） 4 5 - 2 9 1 0

Email：gesuikanri@city.ako.lg.jp

プロポーザル実施日程表

| 項 目                          | 期 日                                  |
|------------------------------|--------------------------------------|
| 1 プロポーザル実施の告示                | 令和5年10月10日(火)                        |
| 2 参加申込書等の提出期間                | 令和5年10月10日(火) から<br>令和5年11月 2日(木) まで |
| 3 現場説明会参加申込書提出期限             | 令和5年10月10日(火) から<br>令和5年10月20日(金) まで |
| 4 現場説明会の開催期間(別途通知)           | 令和5年10月30日(月) から<br>令和5年11月 2日(木) まで |
| 5 業務提案書に対する質問書の提出期間          | 令和5年11月13日(月) から<br>令和5年11月24日(金) まで |
| 6 質問書の回答日                    | 令和5年12月 1日(金) まで                     |
| 7 業務提案書及び見積書の提出期間            | 令和5年11月13日(月) から<br>令和5年12月22日(金) まで |
| 8 プレゼンテーション及びヒアリング<br>(別途通知) | 令和6年 1月 9日(火) から<br>令和6年 1月31日(水) まで |
| 9 優先交渉権者の決定(選考結果通知)          | 令和6年 2月上旬                            |
| 10 契約内容に関する詳細打ち合わせ           | 令和6年 2月                              |
| 11 事前準備期間(習熟期間)              | 令和6年 3月                              |
| 12 委託業務の開始                   | 令和6年 4月 1日から                         |